

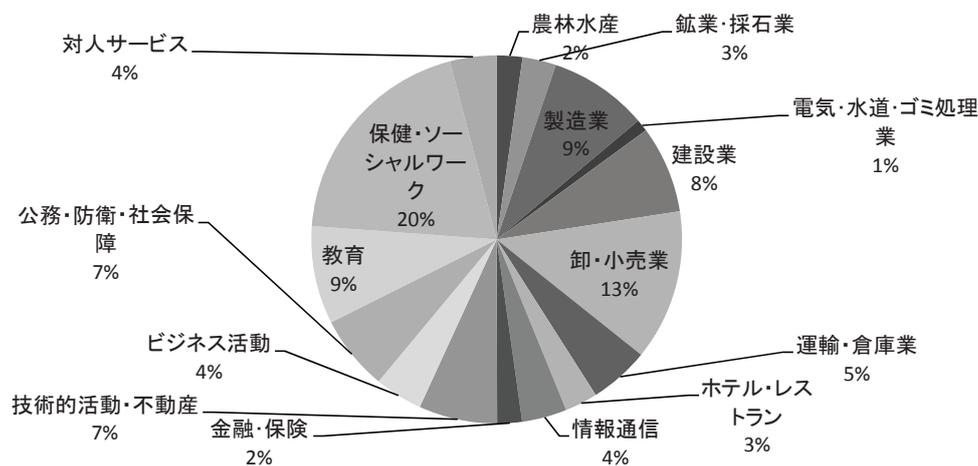
第3章 ノルウェー¹

第1節 職業訓練をめぐる状況

1. 人口・雇用動向

ノルウェーの人口は500万人である。1人当たりGDPはOECD加盟国で2番目に高い²。エネルギー資源の豊富さから、石油・ガス、漁業・養殖、造船業および金属生産、化学工業、製紙などの電力集約型製造業などが発達、輸出が経済の大きな部分を占めている。国内企業の99%が中小企業で、就業者の56%を雇用している。業種別には、公務、保健・ソーシャルワーク、教育部門で就業者全体の4割近くを占めており、公共部門の比率が高い（図表3-1）。

図表3-1 業種別雇用者比率（2014年）



出所：Norwegian Ministry of Foreign Affairs (2015) "Minifacts about Norway 2015"

金融危機に伴う輸出需要の低迷や成長の鈍化により、失業率は2008年の2.5%から2010年には3.6%に上昇、以降も緩やかな増加傾向にあるものの、依然として他国に比して低い水準に留まっている（EU28カ国の平均は9.4%（2015年））。同様に、若年層の失業率7.9%も、欧州域内ではドイツに次ぐ低い水準である（同22.2%（2014年））。

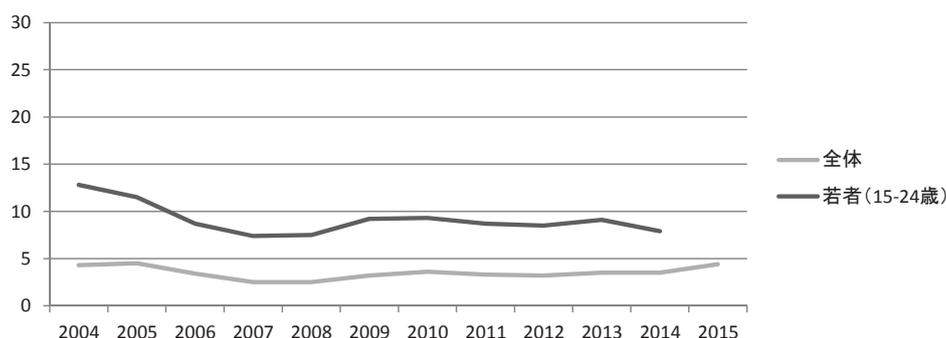
好調な雇用状況を反映して、各種の労働市場政策に関する支出も抑制されている（図表3-2）。とりわけ金融危機以降は、失業手当と教育訓練に関する支出がともに減少する一方で、雇用助成、特に就業体験型のプログラムに比重がシフトしている³。

¹ 本章の内容は、主にCedefop (2014a)による。

² OECD.Stat 'Level of GDP per capita and productivity' (https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=PDB_LV)

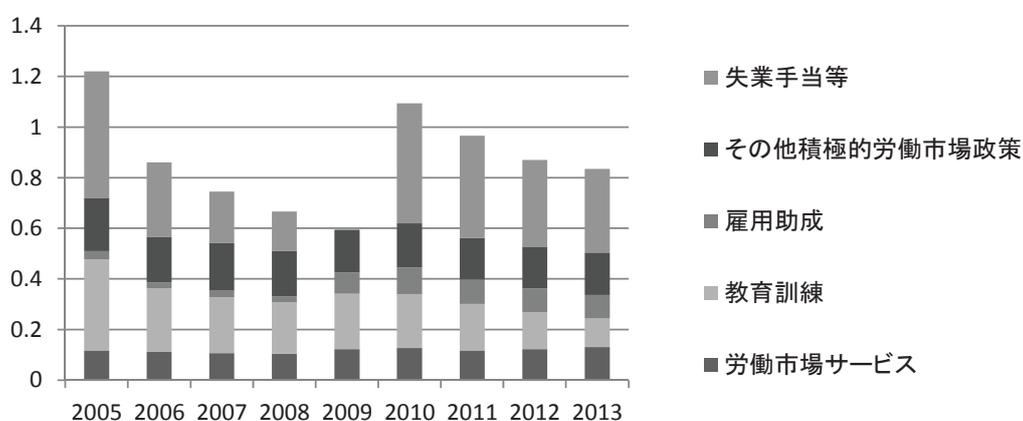
³ 教育訓練に関する支出で特に減少したのは、「普通学校での教育」(education at regular school)で、失業者に対する訓練プログラム(AMO:後述)は支出、参加者とも金融危機以降に増加した後、緩やかに減少している。また、ノルウェーに関する特徴として、障害者など通常の就労が難しい層に対する

図表 3 - 2 失業率の推移



出所：Eurostat

図表 3 - 3 労働市場政策支出の対 GDP 比の推移



注：失業手当等の 2009 年のデータは欠落している。

出所：Eurostat

人口動態に関する長期予測によれば、20-64 歳層に対する 65 歳以上層の人口比は、2011 年の 30% から 2050 年には 60% 近くに上昇するとみられている。ただし、並行して外国人の継続的な流入超過と、高い出生率が持続するとの想定から、ノルウェー統計局は労働力人口について、2060 年までの増加を予測している⁴。国外出生者およびその子供は、現在総人口の 13.1%（65 万 5,000 人、2012 年時点）を占め、うち半数弱（29 万 4,000 人）が欧州域内出身である。

2. 教育技能水準、技能需要

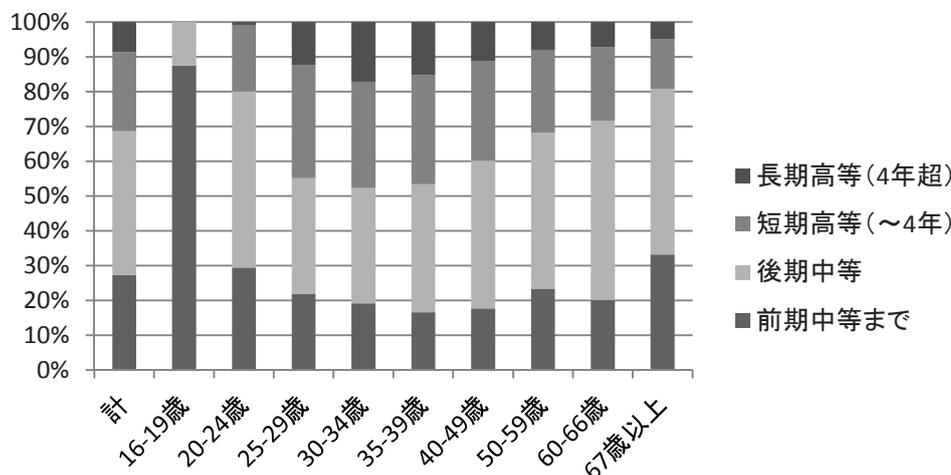
16 歳以上人口の教育水準は、全体としては上昇傾向にある。高等教育修了者の比率が、過去 30 年間でおよそ 2.5 倍に増加（2014 年には 31.4%）する一方、後期中等教育未満

支援付き雇用・リハビリテーションなどの支援に関する支出（図中では「その他積極的労働市場政策」に合算）の比率が相対的に大きい点があるが、ここには高齢者が多く含まれているという（OECD (2013)）。

⁴ OECD (2014)。

の者の比率は減少している（同 27.8%）（図表 3-4）。

図表 3-4 年齢階層別最終学歴（2014年）



出所：Statistics Norway

直近の技能需要に関して、ノルウェー企業連合（NHO）が会員企業に実施した調査によれば、自然科学、エンジニアリングおよび工芸（crafts）に関する専門的な教育を受けた労働者への需要が大きい。また 3 分の 1 以上の回答企業が、後期中等教育相当のスキル（または工芸に関する技能）が最も必要であると回答しているという⁵。

さらに、より長期の技能需要に関する統計局の予測⁶でも、第 3 期教育および後期中等教育レベルの職業的スキルに対する需要は 2030 年まで増加が続くとみており、とりわけ看護師や教員については、供給能力を大きく上回る可能性が指摘されている。一方で、分野によっては大卒者の人文・社会科学系の大卒者などが需要を上回って供給されるとみられているほか、初等・前期中等教育までのレベルの労働者に対する需要は減少すると予測している。

第 2 節 職業訓練制度の体系

1. 教育訓練政策における位置付け

（1）教育制度の概略

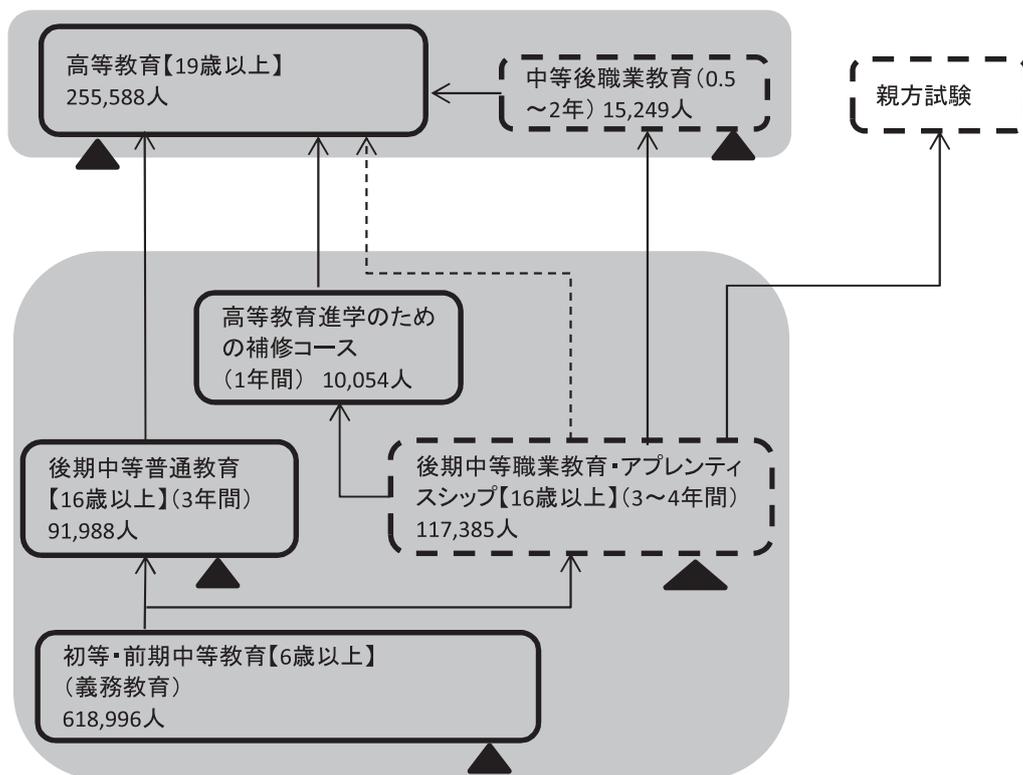
ノルウェーでは、教育訓練の実施は公的責任と考えられており、公教育制度では高等教育を含めて無償で提供されている。ノルウェーには国のほか、19 のフィルケ（県）と

⁵ Eurofound 'Norway: Over half of companies surveyed report skills shortages', 26 March 2015 (<http://www.eurofound.europa.eu/observatories/eurwork/articles/norway-over-half-of-companies-surveyed-report-skills-shortages>)

⁶ Statistics Norway (2013)

430 のコミューン（自治体）の 3 つの行政レベルがあり、初等・前期中等教育の提供にはコミューンが、公的な後期中等教育にはフィルケが、それぞれ責任を負う。各レベルの教育を提供する教育機関の大半を、それぞれの行政単位が所有し、主に予算を措置している⁷。

図表 3 - 5 教育・訓練制度の概要



注：破線の矢印は、高等教育の一部のプログラムのみ進学可能であることを示す。また、図中で▲の付されたプログラムは、事前学習の評価による参加が可能。各レベルの参加者数は2014年10月時点。出所：Cedefop (2014a)を元に簡略化。各レベルの参加者数は Statistics Norway (2016)。

①初等・前期中等教育

義務教育は6～16歳までの児童を対象に、初等教育7年、前期中等教育3年の計10年間で実施される。前期中等教育の終了時に、科目毎の評価を含む修了証明(vitnemål fra grunnskolen)が発行される。

⁷ 2014年時点における民間の教育機関の比率は、初等・前期中等教育で全体の7%（2886カ所のうち208カ所）、後期中等教育で21%（441カ所のうち92カ所）(Statistics Norway (2016))。なお、2012年時点で、後期中等レベルの職業教育における民間教育機関の参加者は、全体の6.8%（5,684人）であった。民間の教育機関への参加者には、授業料の支払いが課されるが、国の教育融資基金により、費用の大半に相当する貸付制度を利用できる場合がある。

図表 3-6 教育訓練参加者数 (2014 年)

	参加者数
初等・前期中等教育	618,996
後期中等教育	239,089
普通教育	119,788
補修コース	10,054
職業教育	78,430
アプレンティス	38,955
訓練生 (trainee)	1,916
国民学校	6,838
その他教育プログラム	3,625
中等後職業教育	15,249
高等教育	255,588

出所：Statistics Norway (2016)

②後期中等教育

義務教育の修了者には、3年間の後期中等教育を受ける法定の権利があり⁸、同一の制度的枠組みのもとで実施されている普通教育の3プログラムおよび職業教育の9プログラムの中から選択することができる。2012年のデータによれば、前期中等教育修了者の98%が後期中等教育に進んでいる⁹。普通教育と職業教育の各プログラムの合計の参加者はほぼ同数である（図表3-6）。なお、職業教育プログラムを選択したものの、普通教育への転換を希望する学生は、3年目から補修コースに移り、高等教育への進学を目指すことができる。

普通教育の修了証明 (vitnemål for videregående opplæring) は、高等教育進学の実要件となるとともに、併せて記載される職業能力に関する証明となる。また、職業教育プログラムの修了時には職業証明もしくは職人証明が付与され、中等後職業教育や関連分野の高等教育等への進学が可能となる。

③第3期教育（中等後職業教育・高等教育）

後期中等教育の修了者は、高等教育（高等職業教育を含む）または中等後職業教育への進学が可能である¹⁰。加えて、職業教育の修了者については、非公式教育として提供されている親方 (master craftsmen) 資格取得のための教育課程に進むこともできる（中等後職業カレッジで提供）。各レベルの教育訓練には、年齢の上限に関する要件は設けられていない。成人が参加する際には、就業経験などの事前学習が考慮される。

高等教育には、学士（所要期間3～4年）、修士（2年）およびこれらを統合したプロ

⁸ 1994年の改革による。前期中等教育修了者に対して、修了から5年（企業における訓練に参加している場合は6年）、また24歳になるまで、キャパシティの不足等を理由に申請を拒否されないというもの。

⁹ The Norwegian Directorate for Education and Training (2014)

¹⁰ 修了には、次の特定科目に関する3年間の履修時間数の目標を達成している必要がある：ノルウェー語（393時間）、英語（140時間）、数学（224時間）、化学（140時間）、歴史（140時間）、社会研究（84時間）（EP-Nuffic（2015））。

グラム（5年）に加えて、医師や獣医師など専門職向けのプログラム（4～6年）が設けられている。高等教育においては、普通教育と職業教育の区別はなされていない。

（2）成人向け教育

16歳以上で初等・前期中等相当の教育資格の非保有者と、25歳以上の後期中等相当資格の非保有者（前期中等教育までを修了した者）については、いわゆる「成人教育」の枠組みにおいて、自治体により提供されている。これには、公的な補助を受けて、複数の非営利団体が合同でいくつかのコースを提供する「study association」、また基礎的な教育訓練や仕事のための訓練など、2日から長い場合には10カ月にもおよぶを無料で提供する「国民高等学校」（Folk high school）がある。

なお、初等・前期中等教育相当のプログラム参加者の6割、後期中等相当のプログラムの3割が外国人である（Statistics Norway (2016)）。

2. 所管省庁、関係機関の役割（実施・監督機関、教育訓練機関、労使団体など）

（1）公的機関

教育研究省（Kunnskapsdepartementet）は、幼稚園から高等教育、また成人教育まで、すべてのレベルの教育訓練に関する政策の策定と運営の全体的な責任を負っている。また、初等・中等レベルのカリキュラム開発、試験および質管理のための運営上の責任は、国およびフィルケレベルで他の公共機関に委任されている。また、公的な中等後職業教育の実施に関してはフィルケが予算配分の責任を負っているが、民間の教育訓練機関の比率が後期中等レベルよりも高い。

また、国は教育法の範疇のあらゆる活動に検査の責任を負い、是正すべき状況に対しては法的拘束力のある命令を発する権限を有する。教育研究省は、国レベルの検査官としての責務をノルウェー教育訓練総局（Utdanningsdirektoratet）に委任している。同局は、統一的な検査の推進に責任を負っている。

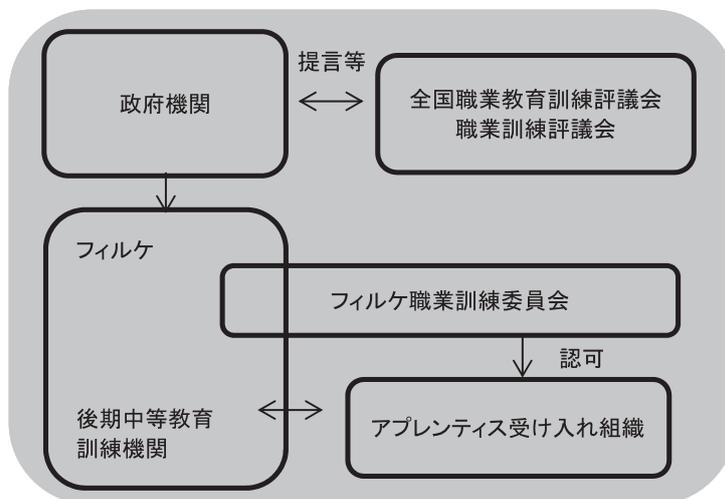
（2）ソーシャル・パートナーによる委員会組織

ノルウェーでは、労使団体と政府間の協力体制が発達している¹¹。その重要な目的は、雇用主の技能需要に適合した訓練の実施にある。技術や労働市場の変化、あるいはその訓練ニーズへの影響を、教育訓練に迅速に反映させることを目的に、訓練プログラムの構成、カリキュラム開発、職業教育訓練の地方における提供組織や訓練の提供量、職業・職人証明の取得に繋がる試験の枠組み、国、フィルケ、地方レベルでの質の管理が行わ

¹¹ ノルウェーが1976年に批准したILO条約第142号は、職業ガイダンスと訓練の枠組みの設定と開発に、使用者団体と労働組合が参加しなければならないと定めている。制度的な参加は教育法でも法制化されている。

れている。

図表 3 - 7 職業教育訓練の運営管理機構



出所：Cedefop (2014a)

法的枠組みに従い、労使団体は、後期中等職業教育に関する全国およびフィルケレベルの諮問機関に参加しており、しばしば過半数を占めている。

・ 全国職業教育訓練評議会（Samarbeidsrådet for yrkesopplæring –SRY）

教育省、主要労組、経営者団体、学生・訓練生組織、教員組合の代表により構成され、包括的な政策提言を行う。

・ 職業訓練評議会（Faglige råd）

後期中等職業教育の 9 つの業種別プログラムに対応した 9 組織が設置され、労働市場における新たなニーズや特定の資格・スキルに対する需要の発生などを監視し、プログラムや科目の構成に関して継続的に調整と見直しを行っている。また、職業教育訓練プログラムの現状と将来生じうる変更の必要性について、隔年で報告書をまとめ、政府に提出する。

・ フィルケ職業訓練委員会（Yrkesopplæringsnemnda）

職業訓練の質、ガイダンス、地域開発、地域の労働市場における技能需要に適合した職業訓練の提供について助言を行う。教育法は、フィルケ当局が質の問題についてフィルケ職業訓練委員会に協議する義務を規定しており、委員会は、訓練施設の認定に関する問題や、学校と職場の連携強化を含めた質の向上、また教師、トレーナーその他のグループのスキルと能力開発についても提案しなければならない。

・ 業種別試験委員会（Prøvenemnder）

各フィルケに設けられている。

- ・ 全国不服申立委員会（Klagenemnder）

フィルケレベルで職業・職人最終試験に不合格になった受験者の申し立てに対応する。

- ・ 全国中等後職業教育訓練評議会（Nasjonalt fagskoleråd）

教育研究省の諮問機関として 2010 年に新設された。中等後職業カレッジによる継続教育に関連して、産業部門、労使団体および学生の代表で構成されている。

法的枠組み以外にも、後期中等職業教育の実施には、労使協約を通じたルール設定が行われている。4 年毎の全国労働協約（Hovedavtalene）と 2 年毎の賃金協定に、アプレンティスを含む従業員の訓練に関する目標や権利、義務および手続きに関する条項が含まれることがこれにあたる。

なお、中等後職業教育と高等教育では、学習プログラムは提供機関が自ら設計する。中等後職業教育訓練の各プログラムは、ノルウェー質保証庁（NOKUT — Nasjonalt organ for kvalitet i utdanningen）から承認を受けなければならない。高等教育では、どの認定機関も学士レベルのプログラムを自由に定めることができ、大学は修士と博士を含むすべてのレベルで自由にプログラムを定めることができる。一部の訓練分野では、高等教育機関に助言する全国委員会が業界に設けられている場合もある。

3. 資格制度

ノルウェーにおける資格枠組みは、7 段階のレベルで構成されている（図表 3-8）。初等教育から博士号に至るまで、教育制度における修了資格・証明が各レベルに位置づけられる。レベル毎に、対応した知識（理論・事実・原則に関する知識、分野・職業における各種の手続きなど）や遂行能力（問題解決や課題処理のために知識を応用する能力）、学習の過程で習得される能力などが規定されている。

図表 3-8 ノルウェー資格枠組み（Norwegian Qualifications Framework）

レベル	学位・資格
8	博士 (PhD) ほか
7	修士 (Master/Candidata)
6	準大学卒業資格 学士 一般教員訓練試験
5	中等後職業教育2 中等後職業教育1
4	4B: 後期中等教育訓練の修了証明 4A: 職人証明 (Craft certificate) 職業証明 (Journeyman's certificate)
3	基礎的能力証明、後期中等教育の一部修了証明
2	初等・前期中等教育修了証明

出所：NOKUT ウェブサイト

第3節 対象者別の職業訓練施策と実施状況

1. 後期中等職業教育（若年者向け）

後期中等職業教育は、主に若年者を対象とした職業教育であり、参加者の大半が16～21歳層である。アプレントイスシップを組み込んだ職業教育が発達しており、典型的な後期中等職業教育プログラムは、主に学校で教育を受ける最初の2年間（企業での短期職場訓練を含む）と、これに続く2年間の正式なアプレントイスシップまたはこれに相当する企業・公的機関での生産労働によって構成される（「2+2モデル」）。ただし、この構成はプログラムによっても異なる。

図表3-9 後期中等職業教育プログラム

プログラム	学校／職場訓練のバランス	他の進路への変更
工業生産	大半の科目は、2年間の学校教育と2.5年間のアプレントイスシップ及び生産労働で構成されている。1科目は3年間の学校教育と1年間のアプレントイスシップ、8科目は1年間の学校教育と3年間のアプレントイスシップで構成されている。	補修コースへの編入が可能。
電気・電子	大半の科目は、2年間の学校教育と2.5年間のアプレントイスシップ及び生産労働で構成されている。航空科目は2年間の学校教育と3年間のアプレントイスシップで構成されている。	補修コースへの編入が可能。 電気・電子の職業証明の保有者は、y-veienとして知られる専門的な3年間の工学学士の学位取得課程を選択することができる。
建設	大半の科目は、2年間の学校教育と2年間のアプレントイスシップ及び生産労働で構成されている。 4科目は年間の学校教育と3年間のアプレントイスシップで構成されている。	補修コースへの編入が可能。 建設の職業証明の保有者は、y-veienとして知られる専門的な3年間の工学学士の学位取得課程を選択することができる。
レストラン・食品加工	全ての科目は、2年間の学校教育と2年間のアプレントイスシップ及び生産労働で構成されている。	補修コースへの編入が可能。
農業・漁業・林業	大半の科目は、2年間の学校教育と2年間のアプレントイスシップ及び生産労働で構成されている。 このうち1科目では、高等教育進学基準到達資格が与えられる。	補修コースへの編入が可能。 農業、漁業、林業は高等教育の準備をする第3年を選択することができる。
保健・ソーシャルケア	4科目は2年間の学校教育と2年間のアプレントイスシップ及び生産労働で構成されている。5科目は3年間の学校教育で構成されている。	補修コースへの編入が可能。
デザイン・美術・手芸	大半の科目は、2年間の学校教育と2年間のアプレントイスシップ及び生産労働で構成されている。	補修コースへの編入が可能。
メディア・通信	2科目は2年間の学校教育と2年間のアプレントイスシップ及び生産労働で構成されている。このうち1科目では、高等教育進学基準到達資格が与えられる。	補修コースへの編入が可能。 メディア・通信は高等教育の準備をする第3年を選択することができる。メディア・通信の大半の学生はこの選択肢を選ぶ。
サービス・輸送	全ての科目は2年間の学校教育と2年間のアプレントイスシップ及び生産労働で構成されている。	補修コースへの編入が可能。

出所：Cedefop (2014a)

アプレントイスシップを含むプログラムについては、修了により職業証明または職人証明 (fagbrev または svennebrev) の資格が取得される。2+2 の場合、まず 1 年目には普通教育と職業分野の入門的知識を学び、2 年目に専門を選択する。参加者は、学校での実習と企業での短期職場訓練に参加する。学習内容は、各プログラムに共通のコア科目 (fellesfag—ノルウェー語、英語、数学、体育、自然科学、社会科学)、プログラム科目 (programfag)、専門学習プロジェクト (prosjekt til fordypning) に分かれている。各レベルのカリキュラムと授業時間は規則で定められ、学校と訓練機関はこれを遵守しなければならない。

これに続く 2 年間のアプレントイスシップは、一つまたは複数の事業主のもとで行われ、国の定めるカリキュラムに従う。アプレントイスシップの開始にあたっては、参加者が個々に受け入れ先を見つけることもできるが、大抵の場合、フィルケがこれを支援する¹²。受け入れ先が見つからなかった参加者に対しては、学校が 1 年間の実習を主催・提供する義務を負う。

学生の能力は、教育訓練期間を通じて継続的に評価され、また地域およびフィルケレベルで実施される個別科目の試験が課されるほか、全国的に実施される共通コア科目の試験の受験者が無作為に選ばれることもある。大半の学生は、2 年目と 4 (3) 年目の訓練終了後に、職業科目の試験を受ける。加えて、2 年間の学校での学習後に、すべての職業科目を対象とした地域での総合的な実地試験がある。

図表 3 - 10 後期中等教育プログラムの参加者数 (2014 年)

	学生	アプレントイス
後期中等普通教育	119,788	
普通科	102,042	
スポーツ・体育	11,452	
音楽・ダンス・演劇	6,294	
後期中等職業教育	78,430	38,955
建物・建設	8,087	7,844
デザイン・芸術・工芸	4,056	1,994
電気・電子	10,542	8,029
保健・児童・若者発達	18,512	6,024
メディア・コミュニケーション	8,518	152
農業・漁業・林業	4,397	848
レストラン・食品	3,838	1,959
サービス・運輸	7,676	3,925
技術・工業生産	12,804	8,180

出所：Statistics Norway (2016)

¹² 受け入れ先が見つからなかった参加者に対して、アプレントイスシップと同等の実習を提供することが、フィルケにとって費用がかさむという理由に加え、学校での実習を受けた参加者は、アプレントイスシップ参加者に比べて修了試験の成績が悪い傾向にあることから、こうした支援が行われている。

アプレントゥィスシップは、アプレントゥィス、企業の経営者、フィルケ当局の代表が署名するアプレントゥィスシップ契約によって実施される。法律により、アプレントゥィスは企業に雇用され、中央レベルの労使協約に基づいて賃金の支払いを受ける権利を有する。賃金は、アプレントゥィスの生産労働（受け入れ先における就労）の時間数に応じて支払われる。就労時間は、アプレントゥィスシップの期間を通じて増加するため、アプレントゥィスに支払われる賃金額も、技能労働者の30%から80%に増加する。

受け入れ先となる企業や公的機関は、フィルケ当局から認可を受ける必要があり、このためには、カリキュラムの訓練要件を満たすことが要件となる。認可を受けた受け入れ先企業は、フィルケ当局の職業教育訓練事務所（fagopplæringskontor）と契約を締結し、訓練期間にかかる費用に対して公的補助を受ける（2013年には2年間で1万4,098ユーロ）。訓練が契約および国の定めるカリキュラムに従って提供されていない場合、フィルケは認可を取り消すことができる。

受け入れ先企業は、関連分野の職業資格等を有する訓練管理者を指名しなければならない。訓練管理者は、従業員代表と共に、適切な訓練施設の確保や、カリキュラムの要件を満たしているかなど、アプレントゥィスが受けるべき訓練を受けられるよう確認する。中小企業グループはしばしば、各企業の事務管理負担を軽減するため、アプレントゥィスの訓練に対する責任を担う傘下機関「訓練事務所」（opplæringskontor）を設置し、フィルケ当局の職業教育訓練事務所と契約を行う。訓練事務所の目的は、新しい受け入れ先企業を募集するとともに、アプレントゥィスの訓練に従事する従業員の指導を行うことにある¹³。

アプレントゥィスシップ期間の終了後、実践・理論の両面に関する職業・職人試験が実施され、合格すれば、工業・サービス業分野については職業証明（Fagbrev）、伝統工芸については職人証明（Svennebrev）が与えられる。いずれの証明も交付するのはフィルケ当局である。試験の準備と評価には、フィルケが業種毎に任命する試験委員会があり、労使団体の代表が委員に含まれる。2010年には、受験者の92%が合格した。

2. 第3期教育（継続・高等教育）・成人向け教育訓練

後期中等職業教育を修了し、職業証明または職人証明を取得した者は、第3期教育における中等後職業教育あるいは関連する高等教育に進み、より高度な職業教育を受けることができる。

¹³ Olsen et al. (2015)は、地域の雇用主主導によるこうした組織の普及をアプレントゥィスシップに関する近年で最も革新的な変化の一つとして紹介している。同レポートよれば、同種の組織は1997年の62組織から2013年には118組織に増加しており、現在、国内のアプレントゥィスの8割が、会員組織によって受け入れられているという。

（１）中等後職業教育（fagskoleutdanning）

中等後職業カレッジへの進学には、後期中等教育の資格が要件となる。実務経験は要求されないが、多くのプログラム（特に保健・ソーシャルワーク）が定時制として設計されており、参加者はしばしば、職場でパートタイム就労しながらプログラムに参加している。期間は 6 カ月から 2 年で、参加に年齢制限はない。なお、統計局によれば参加者の 5 人に 1 人が 40 歳を超えている。また、男性では職業・技術関連分野の受講が、女性では保健・介護分野の受講が多いという。

中等後職業教育の提供事業者は、民間プロバイダと、フィルケが運営する公立学校（教育研究省が直接運営している場合を除く）に分かれ、およそ同程度の参加者を受け入れている（民間 7,611 人、公共 7,588 人、いずれも 2014 年）。フィルケ当局は、中等後職業カレッジで質の高い訓練（主に技術、船員、保健、社会）を提供し、このレベルの教育事業者に公的資金を提供することを法により義務付けられている。官民の事業者は、独自に作成するカリキュラムにより教育訓練を提供する責任を担っており、カリキュラムは質保証庁（NOKUT）の承認を受けなければならない。NOKUT は、全国的レベル認定と質の管理の責任を負っている。

中等後職業教育の修了者は、ノルウェー語の十分な知識があることを条件に、高等教育に進学する資格を得る。その際、修了した内容は事前学習として評価される場合がある。例えば、エンジニアリングの学士プログラムの枠組みカリキュラムは、関係する 2 年間の中等後職業教育をエンジニアリングプログラムの 1 年間と同等として承認し、申請者が関係学習分野のエンジニアリングの 2 年目に直接入れる。多くの職業カレッジが、高等教育機関とこうした受け入れを可能とする契約を結んでいる。

なお、ノルウェー資格枠組みでは、中等後職業教育の学習成果レベルは「fagskole 1」と「fagskole 2」の 2 種類で表され、fagskole 1 が fagskole 2 の基礎となる。

（２）高等教育

国の普通プログラムの高等教育機関では授業料は無料であり、入学や出席に年齢制限はない。18 歳から 65 歳までの学生は国家教育ローン基金（Statens lånekasse for utdanning）から財政支援を受けることができる。既に述べてきたとおり、高等教育に進学する複数の経路が設けられている。一つは、後期中等普通教育の修了、二つ目に補修コースの修了（後期中等職業教育からの転換）、三つ目に、上記の中等後職業教育を経由したもの、四つ目に特定の後期中等職業資格（エンジニアリング等）から関連分野の特別コースへの進学、である。さらに、在職者に対する経路として、「23/5 ルート」（5 年以上の実務経験等と、補修コースと同様に主要 6 科目（ノルウェー語、英語、数学など）を修了している 23 歳以上の者）ならびに先行学習の承認（25 歳以上の申請者について、公式教育・非公式教育を評価）がある。

（３）親方教育

職業証明または職人証明を保有し、数年間の関連する就業経験がある者で、起業を希望している者または手工業企業の管理職を対象とした職業教育訓練である。一般的な経営管理、マーケティングなどの共通科目と職業理論を組み合わせたもので、産業貿易省（Nærings- og handelsdepartementet）による公的認定制度である。運営は公的に任命された親方証明委員会（Mesterbrevnemnda-MCC）が行う。MCCは、プロの親方や関連する労使からの情報に基づいて訓練基準と実務要件を決定、対象となる73業種の親方証明を付与する。また、訓練提供と試験実施については、成人教育団体（Folkeuniversitetet-FU、全国に80事業所）が排他的権利を有する。

共通科目は2年かけて定時制で実施される（一般に訓練は被用者または中小企業のオーナーとしてのフルタイムの就労と組み合わせて実施される）。全コースにICTが組み込まれている。共通科目も手工業理論も夜間および定時制で授業が行われる。遠隔教育コースも利用することができる。

（４）成人向け職業教育および教育訓練への復帰

中退など何らかの理由で、後期中等職業教育までの資格を持たない成人には、教育訓練を受講する法的な権利が認められており、実際にもこうした層による職業・職人証明の取得が広く行われている。例えば2011-12年における年齢別の職業・職人証明取得数は、24歳未満の12,439件に対して、24歳以上層でも10,607件とほぼ同数（全体の46%）である。フィルケの運営する中等後職業カレッジは、こうした層に対して（レベルを問わず）無償の教育訓練を提供している。また、成人の参加拡大をはかる仕組みとして、事前学習の認定（RPL, Realkompetansevurdering）が行われている。これは、就業経験などを通じた学習内容について、国の定めるカリキュラムに照らした評価を受けるもので、関連する教育訓練の受講に際しては、訓練内容の一部（例えばアプレンティスシップ¹⁴）が免除され、より短い訓練期間で資格取得が可能となる場合もある。RPLを利用した職業・職人証明の取得者は、建設業、保健・介護業、サービス・運輸業などで多い。

（５）失業者に対する訓練

若年および成人に対して実施されている公的な教育訓練は、在職者と失業者とを問わず提供されているものであり、労働市場政策の一環として実施されている（失業者等を対象とした）施策への一連の支出においても、訓練関連で最も多いのは通常の学校における教育の提供である（2014年時点で2億5,973万ユーロ、Eurostatデータベース）。

¹⁴ アプレンティスシップの免除を受けるためには、当該の科目におけるアプレンティスシップ期間より25%以上長い実務経験を有する必要がある。通常、最低5年間の実務経験がこれに相当するという。（Cedefop (2014a)）

図表 3 - 1 1 経験に基づく職業・職人証明の取得件数（2012年）

建設	1578
デザイン・美術・手工芸	69
電子取引	171
保健・介護	2088
メディア・通信	17
農業・漁業・林業	92
レストラン・食品加工	229
サービス・運輸	1238
工業生産	993
94年改革の範囲内で修了した申請者*	1391
すべての職業教育訓練プログラム	7866

*24歳までの間に修了。

出所：Cedefop (2014a)

一方、失業者を対象とした訓練プログラムとしては、「労働市場訓練」(Arbeidsmarkedsopplæring – AMO) が実施されている。公的職業紹介機関である労働福祉局 (NAV) が所管する、19歳超の失業者を主な対象とした就業支援策で、通常の失業者のほか、職業上の疾病者で資格取得が必要な者、あるいは整理解雇に直面している従業員なども対象となるが、とりわけ低技能の長期失業者(26週間以上)が優先される。コースの継続期間は1週間から10カ月間であり¹⁵、職業教育訓練の正規カリキュラムと非公式な実習を組み合わせる場合、あるいは職業証明や職人証明、あるいはその他の正規資格取得の取得につながる訓練を実施する場合もある。訓練費用はNAVが支払う。失業手当の受給者は、訓練参加期間中も手当の受給が可能で、他の参加者についても一定の生活費の補助が行われる。2011年には、7,840人が参加し、関連する支出1億9,300万ユーロのうち、9,070万ユーロが所得補償に、また1億230万ユーロがサービスプロバイダ向けの支払いに充てられた¹⁶。

第4節 各種の促進策

後期中等職業教育における中退者の比率の高さが懸念されている。統計局¹⁷によれば、開始から5年以内の修了率は普通教育の8割に対して6割弱で、この間に25%が中退している(普通教育では7%)。特に、レストラン・食品加工業では修了者が半数に満たない。

これには、社会的背景、義務教育での学習の不足、アプレンティスシップの受け入れ先の不足、普通教育への転換、あるいは就労への移行など、複数の要因がいわれており、

¹⁵ 労働市場への参加が困難な者(中等教育が未修了で、実務中心の訓練を受ける者)に対しては、最長6カ月の延長が可能。

¹⁶ European Employment Policy Observatory (2015)。所得補償に関する支出は、NAVおよび国民保険の予算により賄われる。

¹⁷ Statistics Norway 'Post-secondary vocational education, 1 October 2014', 28 May 2015 (<http://www.ssb.no/en/utdanning/statistikker/fagskoler/>)

また多様な施策が対策として実施されている。

図表 3 - 1 2 2007 年に学習を開始した職業教育訓練参加者の 5 年後の修了率 (%)

建設	51
デザイン・美術・手工芸	49
電子	60
保健・介護	58
メディア・通信	79
農業・漁業・林業	55
レストラン・食品加工	42
サービス・輸送	54
工業生産	49
すべての職業教育訓練プログラム	55

出所：Cedefop (2014a)

1. 金銭的支援

アプレントイスシップの受け入れ先の不足は、繰り返し指摘されている課題である。受け入れに関わる公的補助制度は、受け入れ先企業に対するインセンティブである。2014 年時点の補助金額は、受け入れ 1 人当たり 14,994 ユーロで、初めて受入れを行う雇用主に対してはさらに 6,250 ユーロが加算される¹⁸。

一方、アプレントイスには、訓練期間に給与が支払われる。後期中等職業教育の学生が低所得世帯出身の場合には、国家教育ローン基金 (Statens lånekasse for utdanning) から手当 (grants) と補助付きの貸付を受けることができる。また学校や企業での訓練に出席するために自宅を離れなければならない後期中等教育の学生とアプレントイス、さらに成人の参加者も、国家教育ローン基金から支援を受けることができる。訓練を受けるために自宅から離れて暮らす学生は、追加の生活費の給付を受ける。全ての学生は、必要な機材の購入のための補助を受ける (補助金額はプログラムに応じて異なる)。後期中等教育レベルの学生への支援は、主に返済の必要がない補助として支給され、また学生向け貸付金の場合も、学習期間中は無利子である。

2. その他の支援・促進策

(1) キャリアガイダンス

教育法 (Opplæringsloven) は、初等・中等教育における生徒には、教育、キャリア、社会的事項に関する必要なガイダンスを受ける権利があると規定している。さまざまな機関がガイダンスサービスを提供しているが、主なガイダンスサービスは学校で行われる。ガイダンスの提供は個々の学校が編成する。初等・中等教育のガイダンスカウンセラーは、学校内の生徒にガイダンスを実施し、フィルケによるフォローアップサービス (Oppfølgingstjenesten) のカウンセラーは、学校に行っていない、または仕事に就い

¹⁸ Cedefop (2014b)

ていない 16 歳から 24 歳の若者にガイダンスを提供する。

大学と一部の準大学は、学生にガイダンスを提供するキャリアセンターを設けている。ガイダンスを必要とする成人は、労働福祉局（NAV）の現地事務所を利用するか、キャリアガイダンスの連携により設けられた地方キャリアセンターを訪問することができる。少数の民間機関も商業ベースでキャリアガイダンスを提供している。

地域における連携強化のプロジェクト（2008 年～）により、地域と地方の学校当局、労働福祉局（NAV）、ビジネス部門および労使の協力関係が構築された。多くのフィルケでは、学校内と成人向けの両方のキャリアセンターが設置されている。

（２）フォローアップサービス（oppfølgingstjeneste）

後期中等教育・訓練に進まない、あるいは中退した者に接触し、教育や就業への復帰を促す取組みで、地方当局により提供されている。しかし、そもそもの認知度や、地域の個別の若者に関する情報の不足など、実施にかかわる様々な問題が明らかになっており、現在、強化のための対策が実施されている。

（３）訓練候補制度

訓練候補制度（lærekandidatordningen）は、後期中等訓練における低技能の学生の参加促進を目的に 2000 年に導入された制度で、カリキュラムに定められた通常の目標よりも低い目標の設定により、限られた達成度で職業訓練証明（kompetansebevis）の取得を可能とするものである。2012 年時点の訓練候補者は、1,476 人であった。

[参考資料]

Cedefop (2014a) “Norway: VET in Europe Country report”

Cedefop (2014b) "Apprenticeship-type schemes and structured work-based learning programmes - Norway "

OECD (2013) "Ageing and Employment Policies: Norway 2013"

OECD (2014) "Working Better with Age - Norway - Assessment and Main Recommendations"

Olsen, O.J., H. Høst, S.Michelsen, A.H. Tønder (2015) "Institutional innovations in Norwegian VET – responses to key challenges"

EP-Nuffic (2015) "Education system Norway"

European Employment Policy Observatory (2015) "EEPO Review Spring 2015: Upskilling unemployed adults - The organisation, profiling and targeting of training provision - Norway"

The Norwegian Directorate for Education and Training (2014) "The Education Mirror 2014"

Statistics Norway (2013) "Forecasting demand and supply of labour by education"

Statistics Norway (2016) "Facts about Education in Norway"

(ウェブサイト)

Statistics Norway

<https://www.ssb.no/en/forside;jsessionid=E18B0CDBE886BB21381C353AE2B22BA0.kpld-as-prod03?hide-from-left-menu=true&language-code=en&menu-root-alternative-language=true>

NOKUT

<http://www.nokut.no/en/>

